

COOP ユーコース

エリアコーディネーター用

活動のガイド

2016 年度版

2020年ビジョン～私たちのありたい姿～
「人と人をつなぎ、生きるを支える」

地域に暮らす人々が、人間らしく生きる上で必要とするものは
「人と人」のつながり



作成：参加と連携推進本部

『2016年度 活動のガイド』目次

1) 2016年度「組合員の参加」方針	P 1
「組合員の参加」－その意義と位置づけ	P 3
2) 組織と役割	P 5
3) 3県の組合員活動の状況（比較表）	P 7

■3県統一制度■

1) コミュニティルーム使用のお約束	P 10
2) 「店舗くらぶ」について	P 12
3) 「商品おすすめ会」について	P 13
4) 「食べ知るコープ」について	P 14
5) 「おうちCO-OPのつどい」について	P 15
6) 組合員活動傷害事故・見舞金運用手順	P 17
7) 事業所長の組合員関係諸会議の参加とエリア代表事業所について	P 19

3県の組合員活動のさまざまな参加

1. かながわ県本部

P 21～P 25

1) 組合員の参加について	
①ユーコープふれんず	P 22
②学びあい・つたえあい	P 22
③その他県の特徴的な活動	P 23
2) エリア（会）活動について	
①エリア（会）について	P 25
②エリアコーディネーターについて	P 25

2. しずおか県本部

P 26～P 30

1) 組合員の参加について	
①ユーコープふれんず、おしゃべりひろば	P 27
②学びあい・つたえあい	P 28
③その他県の特徴的な活動	P 28
2) エリア（会）活動について	
①エリア（会）について	P 30
②エリアコーディネーターについて	P 30

1) 組合員の参加について

- ①ユーコープふれんず P32
- ②学びあい・つたえあい P33
- ③その他県の特徴的な活動 P33

2) エリア（会）活動について

- ①エリア（会）について P35
- ②エリアコーディネーターについて P35

2016年度 「組合員の参加」方針

1. 経営の到達点に留意し、持続可能な活動を確実に展開するための組織と活動の基盤づくりをすすめます

- (1) 活動の基盤としての組合員活動委員会とエリア会の取り組みを検証します。
 - ① 新たな参加の広がり、目的を明確に重点化した活動を推進します。
 - ② 組合員の自主的な活動のつながりや地域での連携をコーディネートします。
 - ③ 計画と振り返りをしっかり行い、活動のP D C Aをまわします。
 - ④ 事例に基づく共有化をはかり、好事例を水平展開します。
- (2) 活動の支援体制・制度の見直しと統一により持続可能な枠組みでの活動をすすめます。
 - ① 限られた費用のもとでより有効な施策の展開にチャレンジするとともに、継続する施策、縮小・廃止する施策等、施策の優先順位を明確にして計画化します。
 - ② 支援制度の統一にあたっては、課題とスケジュールを明確にして検討・具体化します。
 - ③ 変更にあたっては組合員と丁寧に合意形成をはかっていきます。
 - ④ 次期中計につなげる自主的な組合員活動を構築する仕組みづくりを検討します。
- (3) 組合員組織と事業組織の連携で組合員のくらしと地域社会に役立てていきます。
 - ① 「組合員の参加——その意義と位置づけ」について事業組織と共有化します。
 - ② 事業と活動の連携、コープのインフラを活用した参加・参画の場づくりをすすめます。
 - ③ 事業所と組合員組織の連携で、組合員のくらしや地域に応える取り組みを具体化します。
- (4) 総代の新たな担い手が広がる選出と運営のあり方について検討をすすめます
 - ① タスクチームによる全国事例の調査とユーコープにおける考え方・具体策について検討・起案します。
 - ② 組合員の声を幅広く経営に生かすための総代のあり方を検討し、事業と連携した総代選出にチャレンジします。

2. 「商品活動」を最重点とし、「安心してくらしを地域社会を目指す活動」との2本柱のテーマで幅広い層の新たな参加と参画を促進します

- (1) 「商品活動」を通じて組合員のニーズに応える参加の場をつくり、新たなユーコープファンを広げます。
 - ① 商品を真ん中に、多様な世代が参加し交流できる場づくりをすすめます。
 - ② 事業と活動の連携を通じてユーコープの商品政策を推進します。
 - ③ 一人ひとりの食育・健康づくりを応援します。バランスよく上手に利用いただける情報提供をすすめます。その人にとって望ましい食生活を実現するために、料理講習会や食育講座など参加・体験の場を広げます。
 - ④ 商品を通じてくらしのあり方や社会の問題を学び、考え、話し合い、消費者自らが商品選択のモノサシや価値観を持てるための活動をすすめます。

- ⑤ 上記の商品活動をすすめつつ検証するとともに、第 2 次中計もにらんで商品政策と商品活動のあり方について、とりわけ事業と活動の連携のもとにどう構築していくかを検討します。また、商品活動につながるユーコープの商品政策のあり方についても検討します。
- (2) 地域ネットワークの一員としてユーコープのインフラを生かした「安心してくらせる地域社会をめざす活動」をすすめます。
 - ① 社会的テーマにもとづく活動を組合員同士やエリア会との連携、コーディネートを通じて具体化します。
 - ② 組合員同士の助け合い、ボランティア活動の構築や参加が広がるよう、検討と具体化をすすめます。
 - ③ 行政・地域諸団体との交流や連携をつうじて地域での社会的役割を發揮します。

〔参考資料〕

「組合員の参加」——その意義と位置づけ

1. 組合員の「参加」はユーコープの事業や組織を強める

組合員は暮らしの願いを実現するために生協に加入します。より多くの組合員が生協の事業や運営、諸活動に参加することは、組合員の暮らしの願いの実現につながり、ユーコープの事業や組織を強めます。

2. 組合員とユーコープの様々な関わりのすべてが「参加」

組合員が事業を利用する、声を出す、生協と組合員の間で事業や商品を媒介としたコミュニケーションが生まれる、組合員どうしが集い、交流し、学びあう、生協の意思決定に参加する、こうした組合員とユーコープの様々な関わりのすべてが「参加」です。

3. 事業のプロセスに「組合員の参加」を位置づける

組合員の利用や声が生協の改善につながるように、事業のプロセスに「組合員の参加」を位置づける必要があります。具体的には、日常の商品や事業の利用の場から出される組合員の声を受けとめ事業に生かす、組合員の中に商品・事業に関わるコミュニケーションを広げる、などです。

4. 「組合員活動」も「参加」のあり方のひとつ

社会や暮らしの変化と多様化する暮らしのニーズを踏まえ、組合員が自らの問題意識や関心に基づいて、仲間をつくり、活動する「組合員活動」も「参加」のあり方のひとつです。組合員の自主的な参加と協同が広がる活動の展開が大切です。またこれらの活動は、ユーコープ内にとどまらず、地域コミュニティや地方自治体などとの関係も視野に入れることで、くらしや地域により役立つ成果を生み出すことができます。

5. 商品との関わりはユーコープの基礎となる「参加」

商品との関わりはユーコープの基礎となる「参加」の場です。社会に様々な活動がある中で、商品との関わりは事業を営む生協に特有のものであり、生協を利用するすべての組合員につながるテーマだからです。組合員の暮らしの願いを実現するために、事業と活動が商品を媒介にして連携し、組合員の参加を広げることが重要です。

6. 組合員の機関運営への参加レベルを引き上げる

組合員の機関運営への参加レベルを引き上げていくことは、ユーコープの民主的運営を保障し、組織を強めることとなります。そのために、日常的に出されている組合員の声を把握し、ユーコープにおける事業と運営がより多くの組合員の声を根拠として行われている状態をつくる必要があります。

組織体制の中で、これまで旧3生協で歴史的に「組織（本部）」として表現されていた本部の名称が「参加と連携推進」と変更になっています。また、「組合員活動」の部局名もありません。なぜですか？

1. 名称変更の理由

多くの生協では、これまで組合員組織の運営や活動に関わる部署として、「組織本部」や「組織部」「組合員活動部」といった名称が使われていました。「組織」という言葉は、歴史的には組合員を「組織する」「組織化する」といった意味合いを持っていました。

しかし、本来組合員は利用をはじめ、暮らしの中の選択肢のひとつとして生協とさまざまな関わりを持っています。「組織」や「活動」という表現は特定の関わりをイメージさせることから、ユーコープでは、組合員の多様な参加をさらに広げていくことを念頭に置き、組合員の活動や運営参加に関わる本部名を「組織本部」から「参加と連携推進本部」としました。

2. 補足：「参加」と「連携」の考え方について

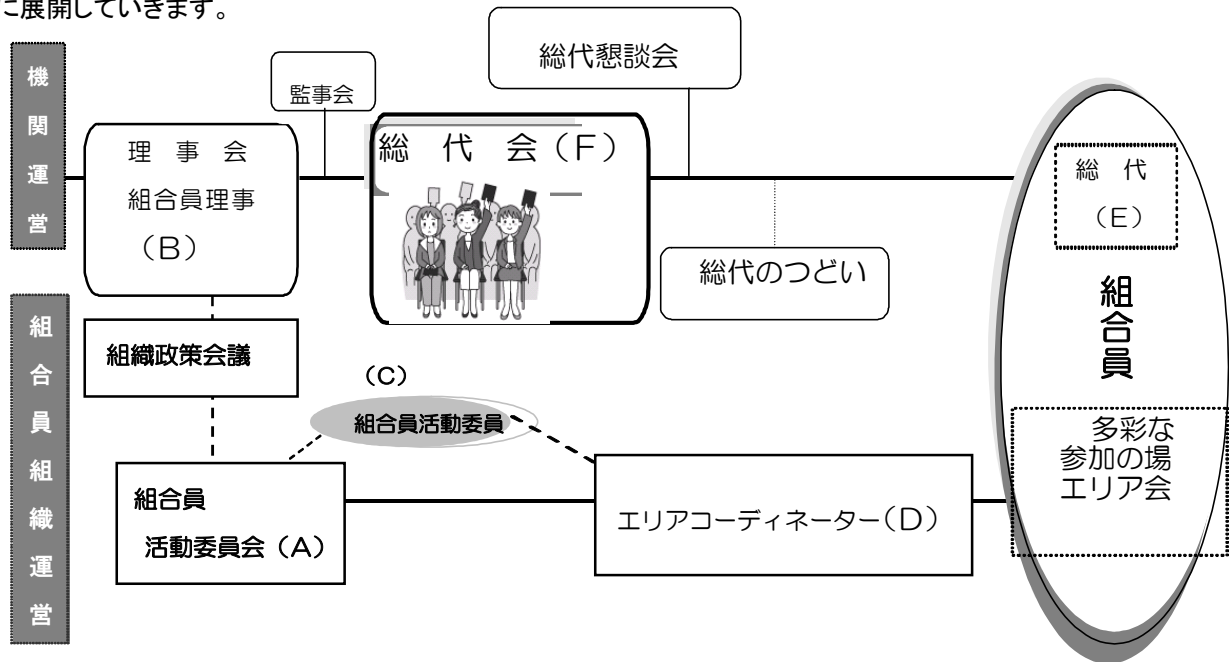
- ・ 今回「参加」と表現したのは、あくまでも組合員が生協への関わりを持つ主体であることを前提にしています。組合員が事業を利用する、声を出す、生協と組合員の間に事業や商品を媒介としたコミュニケーションが生まれる、組合員どうしが集い、交流し、学びあう、生協の意思決定に参加する、こうした組合員とユーコープの様々な関わりがすべてが「参加」です。
- ・ ここでいう「参加」は、従来の組合員組織運営や組合員活動の領域よりも広い概念です。従来から、組合員に関わるのは一部の組織系の部署とみなしがちですが、より多くの組合員が生協の事業や運営、諸活動に参加することは、組合員の暮らしの願いの実現につながり、ユーコープの事業や組織を強めます。すなわち、組合員の「参加」はユーコープ全体のテーマ（課題）です。
- ・ 「連携」とは、組合員の「参加」が広がるような、事業組織と組合員組織の連携、事業と活動の連携を念頭においています。もちろん、組合員どうしの連携、またユーコープ内にとどまらない、地域、行政、諸団体等との連携も想定しています。
- ・ 社会や暮らしの変化と多様化する暮らしのニーズを踏まえ、組合員が自らの問題意識や関心に基づいて、仲間をつくり、活動する「組合員活動」も「参加」のあり方のひとつです。組合員の自主的な参加と協同が広がる活動が大切です。
- ・ 「組織」や「活動」という文言は、長年生協の独自用語として使われてきた経過がありますが、一方では、「ボランティア組織」「サークル活動」というように、社会一般で使用されています。これまでの文言を「参加」と「連携」に置き換えるということではなく、「参加」や「連携」を組織全体のテーマ（課題）に位置づけた上で、「組織」や「活動」という表現も必要に応じて適切に使用していきます。

* 組合員の「参加」は、生協の基本となる概念である。日本生協連は2006年に「これからの生協における組合員参加と組織のあり方に関する提言」を出している。提言では「暮らしの主体者である組合員が、生協を通じてふだんの暮らしのニーズを実現する場面のひとつひとつが全て組合員の『参加』の場面である」と定義付けている。

* 国際協同組合同盟（ICA）は、2012年10月にマンチェスターで開催された総会で、世界の協同組合が飛躍的成長を遂げる10年とするための運動の方向性と課題を示すブループリント＝「2020ビジョン」を決定した。5つの戦略の第1テーマは「参加」で、目標を次のように定めた。「目指すのは、組合員としての参加とガバナンスへの参加レベルを新たなレベルまで引き上げることである。」

組織と役割

ユーコープの組合員活動は重点課題に基づき、理事会で方針化し、組合員活動委員会の確認のもと、方針を具体的に展開していきます。



A 組合員活動委員会

- 理事会方針を実践的に補強し、ユーコープ各県本部の組合員活動を具体的に推進します。
- ユーコープとしてかながわ・しずおか・やまなし全県・エリアの各レベルで具体化する課題を提起したり、全県レベルの参加の場づくりやネットワークづくりを企画・推進し、各エリアの活動の支援をします。

B 組合員理事

- ①組合員の視点で理事会の意思決定に参加します。
- ②理事会において有識者理事とともに業務執行や財産管理の状況を監視・監督します。
- ③組合員が行なう活動の方向性について理事会方針との整合性を図ります。
- ④行政や諸団体、日本生協連、県連の委員等の役割を担います。

C 組合員活動委員

- 理事会で選任し、1期2年の委嘱契約。総代にはなれません。
- ①組合員活動委員会に出席し、総代会方針・理事会方針に沿った組合員活動や商品活動の課題を県単位で具体化します。
- ②行政や諸団体などとのネットワークを広げ、全県で取り組む課題を推進します。
- ③エリアコーディネーターへ方針を伝え、エリアで具体化するための支援をします。
- *具体的な役割については県ごとに定めます。

D エリアコーディネーター

エリアのサポート役組合員 1期1年の委嘱契約。役割や配置人数などは、各県ごとに違います。かながわ P25、しずおか P30、やまなし P35 に詳しく掲載

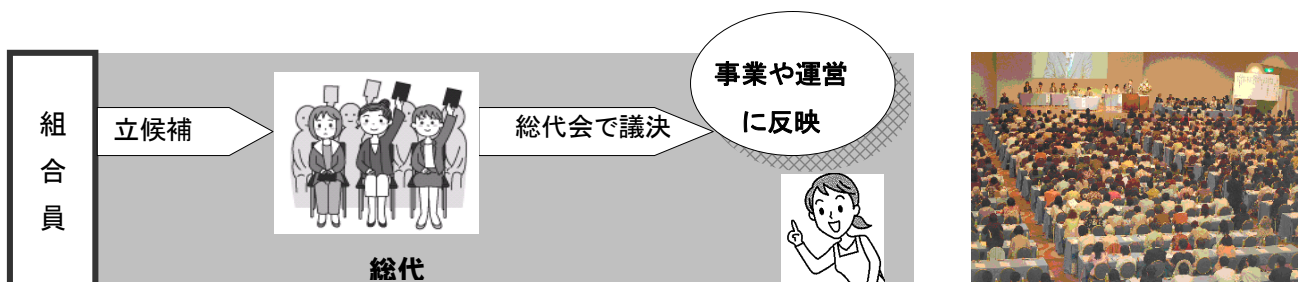
E 総代

組合員の意思を反映した生協の運営をすすめていくため、議決権をもって大切な会議に参加する組合員の代表が総代です。実際には、総代会までの諸会議や発言集・総代のつどいなどで、多くの総代のさまざまな意見を聞いたり見たりして、総代会での議決・判断につなげます。

- 組合員の目で確認する: 総代会で確認した方針に沿って事業や活動がすすめられているか確認します。
- 総代会議案をつくりあげる: 組合員の思いや願いを反映した議案にするため意見を出します。
- 総代会で議決する

任期と定数 任期は1年で、総代の定数は定款で定められており、選挙区ごとに定数が割り当てられています。
(2016年度は550名(*1))

募集 年1回立候補を呼びかけます。組合員歴にかかわらず「コープを良くしていきたい」と思う組合員なら、誰でも立候補することができます。※総代会を対象にした会議には未就学児の保育があります。



F 総代会

- コープの意思を決定するための最も重要な機関です。通常年1回開催し、その年の予算や年間の事業や活動の方針、役員の選出・規約の改廃などについて話し合い、確認します。(臨時総代会は必要に応じて開くことができます。)
- 組合員数が500人をこえた場合は『総代会を設けることができる』とされており、代表(総代)を選び、意見や要望を総代に託して決めることができます。
- 総代会の限られた時間のなかで、結論を出していくことは難しいので、事前に十分に議案の説明を聞き、話し合える「総代懇談会」を開催し意見交換を行ないます。組合員と役職員との話し合いを通じて連携を保ち、組合員どうしがコープの状況や議案の理解を深め、組合員の合意形成をすすめていきます。

*1: 総代の定数(2016年度)

選挙区	組合員数	定数
神奈川県	1,187,737	309
静岡県	514,763	168
山梨県	56,301	73

- ・具体的な総代選出の推進は、選挙区内のエリアごとに総代選出目安数を決めて行います。
- ・エリアの総代選出目安数は総代選出申し合わせ事項で確認します。
- ・総代は各エリアから必ず選出します。